

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について」
 に対して寄せられた御意見について

令和5年7月20日
 厚生労働省
 保険局国民健康保険課

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」について、令和5年5月31日から同年6月29日まで御意見を募集したところ、2件の御意見をいただきました。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
<p>申請開始時点ですでに出産日が確定している場合でも「出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの期間に係る所得割額・均等割額を減額する」のか。</p> <p>出産予定日と出産日に乖離がある場合、出産予定日と出産日のどちらを対象期間の起算とするかで減額できる月数が変わるため、申請時点で出産日が確定している場合は、どちらを減額の起算月とするかを定めてほしい。</p> <p>例 出産予定日 11/2、出産日 10/29 の場合 予定日を起算月とする場合は1月分が減額対象 出産日を起算月とする場合は減額対象月なし</p> <p>また、申請時点では予定日で申請するため、実際に出産日と乖離が生じた場合でも、予定日ベースで減額するとするべき。</p>	<p>国民健康保険における産前産後期間の保険料免除措置については、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者の世帯に属する世帯主からの届出に基づき、免除を行う仕組みとする予定です。</p> <p>産前産後期間の保険料免除措置に係る届出については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産後に当該届出を提出した場合には「出産の日」の属する月を減額の起算月とし、 ・ 出産前に届出を提出した場合には「出産の予定日」の属する月を減額の起算月として取り扱う予定です。 <p>また、出産前に当該届出を行う場合、後から「出産の予定日」と「出産の日」が異なることが判明した場合でも、改めて保険料の賦課をやり直すことはせず、届出時点の「出産の予定日」を基準として保険料免除を行う予定です。</p>
<p>減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とすること。とあるが、国民健康保険料は社会保険料と違い、ひと月ごとの保険料ではなく、年間の保険料額を求めてそれを月割りとしている。そのため、産前産後期間相当分としないと、自治体の保険料算定が困難である。</p>	<p>国民健康保険における産前産後期間の保険料免除措置については、法令上、出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4ヶ月間を対象に免除を実施することとしています。</p> <p>一方、国保の保険料（税）は年度単位で設定され、厳密にひと月当たりの保険料（税）額を算出することが困難であるケースも考えられるため、各市町村の保険料（税）の納期の実態に合わせ、柔軟な対応が可能となるよう、引き続き、実務を担う市町村と協議しながら検討してまいります。</p>